

## 第 182 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 4 月 23 日( 金 ) 午前 9 時 5 分～午前 10 時 35 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 ( 18名 ) ※新型コロナウイルス感染症対応のため農業委員のみの出席とする

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明	10番 若 槻 隆 季	11番 濱 田 正 敏	12番 山 内 博 文
13番 宇 田 川 光 好	14番 勝 部 定 次	15番 藤 原 純 夫	16番 森 山 富 夫
17番 渡 部 光 義	18番 藤 原 一 利		

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田中 修

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第2条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	<p>182回奥出雲町農業委員会総会を行います。</p> <p>議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。出席者は18名中18名です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、4番 高橋委員、5番 勝田委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。第1号議案から第6号議案まで、順次行います。</p> <p>報告第1号、農地の合意解約に関する届け出についてを上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和2年4月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番外3筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,580㎡他で計3,183㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日・解約成立日・土地引渡時期 いずれも令和2年3月11日。解約の理由、賃借人の都合により。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。</p> <p>次、議案第1号、非農地証明交付申請の承認についてを上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。令和2年4月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑、面積59㎡。権利種別 非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由 100年以上前より、農地として利用を行っておらず、墓地として利用しているため。</p> <p>申請地は□□□□地区■●■●地内の農地です。現地調査につきましては、4月10日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方5名で実施しました。現地は、農地法が施行された昭和27年10月21日より前に、墓地として利用されており、非農地であった土地と思われます。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑、面積4.19㎡。権利種別非農地証明。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。非農地の事由 昭和50年代前半から農地として利用を行っていないため。</p> <p>申請地は□□□□地区■●■●自治会地内の農地です。現地調査につきましては、4月8日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方5名で実施しました。</p> <p>現地は、道路に隣接する農地で、路肩となっており、長年耕作されておらず、周囲の状況からみて、農地として復元しても利用することができないと見込まれ、農地への復旧は困難と思われます。</p>

事務局	<p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。13番宇田川委員。</p>
13番	<p>番号1について39番宇田川が補足説明させていただきます。ここは□□□□の裏側の土地でございます。〇〇〇〇さん、この度墓を整備したいということで検討をしておられたところ、どうも畑の名義であったということでございまして、〇〇〇〇さんでございますけれども、以前から墓として利用されているということでございまして、竹山の中でございまして、59㎡の大部分墓土地に利用されていて、この度それが判明したということで、非農地証明をお願いしたいということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。非農地証明です。      質疑ございませんか。      (はいの声)      可とすることに異議ございませんか。      (はいの声)      可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。      挙手全員      よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第1号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。13番宇田川委員。</p>
13番	<p>番号2について13番宇田川が補足説明させていただきます。これは4月10日、地区の5名の農業委員あるいは推進委員の者で現地を確認させていただきましたが、■■■■自治会の〇〇〇〇さん宅の、木戸道が整備しておられまして、その終点から次、畑・山の方へ上る道の一部が、4.19㎡、わずかでございますけれども、畑の名義になっているということが調べられたらはっきりしたということでございまして、ここを非農地証明をお願いをしたいということでございます。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>次、議案第1号番号2について質疑に入ります。      質疑ございませんか。      (はいの声)      可とすることに異議ございませんか。      (はいの声)      可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。      挙手全員      よって議案第1号番号2について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第2号、農地法第2条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、下記農地の非農地通知に対する承認について意見を求める。令和2年4月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p>

事務局	<p>昨年度は2回、今年度は1回目となります、非農地判断の案件です。3ページから4ページまでになります。調査年月日は、システムの都合上、令和元年10月30日に統一させていただいていますが、4ページ、番号7の2筆については、報告誤りがあったため、調査年月日が8月11日になっております。亡くなっておられるなどで、所有者と承諾者が異なる筆については、備考欄に所有者名を記載しております。</p> <p>昨年の農地パトロール、荒廃農地調査において、B判定のうち、非農地判断をしたもので、今月10日までに所有者、または相続人に承諾書をいただいた荒廃農地です。なお、転用案件、賃貸借の設定があるもの、写真がなかったものは除いています。</p> <p>筆数23、面積13,240㎡です(約1.3ha)。いずれも、各担当委員さんから現地の写真をいただいております。今回、承認をいただければ所有者または承諾者と、法務局、役場税務課へ非農地通知をいたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第2号、番号1から番号7まで一括質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>議案第2号番号1から番号7まで、承認することに意義ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって、議案第2号番号1から番号147まで、一括承認することに決しました。</p> <p>次、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め。令和2年4月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑、面積は74㎡他で計2,747㎡。権利種別 3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。空き家付き農地です。告示日は令和元年6月24日及び令和2年3月25日です。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、外20筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑、面積は2,430㎡他で計19,633㎡。権利種別 3条使用貸借更新。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。権利の設定、令和2年5月1日、契約期間は10年間です。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積は314㎡他で計1,782㎡。権利種別 3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、10a当たり20万円です。</p> <p>番号4、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積は計102㎡。権利種別 3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、10a当たり350万円です。</p> <p>番号5、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田、面積は2,251㎡他で計6,411㎡。権利種別 3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。</p>

事務局	<p>す。対価につきましては、10a当たり15万5千円です。</p> <p>これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人及び借受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。6番内田委員。</p>
6番	<p>番号1について6番内田が補足説明させていただきます。場所は□□□□の■■■■自治会でございます。▽▽▽▽がありますけれども、その脇道を行ったところからさらに2～300mいったところが現地でございます。以前から空き家付き農地ということで申請が出ておまして、今回、田圃なんかを増やしてということで申請が出ておりました。現地は、局長さんと以前確認しまして問題ないと判断しております。人口増えることは奥出雲町にとっても非常に良いことですので、頑張って農業等やっていただければと思っております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。3条の有償移転です。空き家対策付き農地です。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。8番松原委員。</p>
8番	<p>番号2について、8番松原が補足説明させていただきます。この○○○○さんですが、親子の関係でございまして、場所を申し上げてもいいですが、ちょっとわかりづらいところなんですが、□□□□の方でございます。田圃も家もちょっとわからないような場所でございます。</p> <p>△△△△さんは■■■■の方にお勤めで、もちろん土日には農業で帰っておられます。そういった関係で何も影響するようなことはないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>これは農業者年金の関係でございしますか？</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>農業者年金の関係の案件でございます。□□□□の農地でございます。</p>
1番	<p>契約期間が10年となっているがこれはどういう関係で設定してあるのか</p>

議長	事務局から何か。
事務局	契約期間につきましては10年以上という期間が必要ですので、その10年を契約していると思われます。
1番	10年経てば親の方の地目に戻すことができますか。
事務局	できます。
議長	<p>他に質疑ございますか。年金の関係で経営移譲するものですので、仮に年金をもらえなくなったというときには戻してもいいですけど、ずっともらうためにはこの10年が満期になれば、また10年やられなければいけないと思います。経営を〇〇〇〇さんがやっていたら農業者年金がもらえないということがありますので、経営移譲をする、そのための農地転用です。</p> <p>質疑ございませんか。  (はいの声)  可とすることに異議ございませんか。  (はいの声)  可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第3号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。10番若槻委員。</p>
10番	<p>番号3について10番若槻が補足説明させていただきます。番号3について、10番若槻が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さん△△△△さんとも□□□□自治会の方です。■■■■に今回のこの圃場がございます。△△△△さんは和牛を飼育しておられまして、以前よりここで牧草を作っておられまして、今回この場所を求められたものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号3について質疑に入ります。3条の有償移転です。対価は200,000円です。</p> <p>質疑ございませんか。  (はいの声)  可とすることに異議ございませんか。  (はいの声)  可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第3号番号3について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第3号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番濱田委員。</p>
11番	<p>番号4について11番濱田が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さん△△△△さんとも□□□□集落の方でございまして、松崎さんは▲▲▲▲でございまして。■■■■に▲▲▲▲がございまして。▲▲▲▲の一番手前側に作業場がございます。雨が降れば雨だれが落ちる、雪が降れば雪が積もるといことで、この際〇〇〇〇さんの方、土地を買い取りまして、雨や雪が降っても安心</p>

11番	<p>してられる状態にしておきたい、ということでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>3条の有償移転です。この対価が350万と書いてありますけど、総額を書いてもらったほうがわかりやすかったかもしれませんね、いくらになりますか。</p>
事務局	<p>102㎡になりますと、35万7千円になります。この表記につきましては、許可申請書の方にありましたものを書いておりますのでわかりにくかったかと思えます</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号4について質疑に入ります。      質疑ございませんか。      (はいの声)      可とすることに異議ございませんか。      (はいの声)      可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。      挙手全員      よって議案第3号番号4について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第3号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番藤原委員。</p>
7番	<p>番号5について7番藤原が補足説明させていただきます。3月29日に推進委員の岩田さんと現地を確認をいたしまして、この圃場は□□□□地区■■■■自治会にあり、○○○○さんのお宅があり、さらに50m行った左側に圃場が2筆あり、その小山を挟んで30mほど行ったところに1筆あります○○○○さんは現在▲▲▲▲にお住まいの方で、家の方は譲渡がなされておりますが、水田があり、これまで同じ自治会の△△△△さんに耕作をさせていただいておりましたが、この度△△△△さんに譲り渡すという案件でございます。△△△△さんは牛等も飼っておられ農業も熱心にしておられますので問題はないと思えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号5について質疑に入ります。3条の有償移転です。      質疑ございませんか。      (はいの声)      可とすることに異議ございませんか。      (はいの声)      可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。      挙手全員      よって議案第3号番号5について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第4号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年4月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑、面積10㎡。申請人氏名○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的 墓地、施設等 墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。</p>

事務局	<p>除地については、令和2年2月28日に県の同意を得ています。追認です。顛末書を読みます。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑、面積58㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的 浄化槽施設、施設等 合併浄化槽。転用理由は、トイレの水洗化を行うため。</p> <p>除地については、令和2年2月28日に県の同意を得ています。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑、面積49㎡他で計58㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的 墓地、施設等 墓地及び植栽。転用理由は、現在の墓地は離れた山林の中にあり、管理が困難であり申請地に新設したい。また、□□□番、49㎡は新設墓地の景観管理のため花木を植栽する雑種地にする。</p> <p>除地については、平成24年4月9日に県の同意を得ています。</p> <p>番号4、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積924㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、転用目的 露天資材置場、施設等 資材置場。転用理由は、社寺建築屋根用原木置場が手狭でかつ、危険な状態である為、隣接の申請地へ拡張したい。除地については令和2年2月28日に県の同意を得ています。</p> <p>いずれの案件も、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。1番原田委員。
1番	番号1について1番原田が補足説明させていただきます。先ほど顛末書がついておりまして説明があったとおりで、他に何ら意見はございませんが、○○○○さんは●●●●で何もわからなかったと。△△△△さんは今はひとりで住んでおられます。この場所ですけれど、■●●●がこの○○○○さんの家でございます。家の後ろの畑へ作られましたけれど、許可申請がしていなかったということで、この案件が出ております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。7番藤原委員。</p>
7番	番号2について7番藤原が補足説明させていただきます。3月8日に推進委員の岩田さんと現地を確認に行きまして、この圃場は先ほどと同じく□□□□地区■●●●自治会にあり、●●●●に○○○○さんの家があり、そこの裏の畑です。○○○○さんは家の譲渡はされておりますが、畑はまだ所有しておられ、そこへ合併浄化槽を設置するという案件であります。近隣への影響はないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。        質疑ございませんか。        (はいの声)        可とすることに異議ございませんか。        (はいの声)        可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。        挙手全員        よって議案第4号番号2について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。12番山内委員。</p>
12番	<p>番号3について12番山内が補足説明させていただきます。場所は、□□□□でございまして、現在の墓地は家の下側の高い山の中にございまして、大変不便で墓地を移転したいということで、場所は自宅の上側の、蔵の隣の方に移転したい。ただし家の周りでございますので、墓地の9㎡外については花木を植えて修景をしたい、ということでございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号3について質疑に入ります。        質疑ございませんか。        (はいの声)        可とすることに異議ございませんか。        (はいの声)        可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。        挙手全員        よって議案第4号番号3について可とすることに決しました。        次、議案第4号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。9番佐伯委員。</p>
9番	<p>番号4について9番佐伯が補足説明させていただきます。土地の所在についてですが、□□□□に〇〇〇〇の製材所がございまして、この土地について一部拡張して資材置き場にしたいというものでございまして、周辺の営農について特に大きな支障はないものと判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号4について質疑に入ります。        質疑ございませんか。        (はいの声)        可とすることに異議ございませんか。        (はいの声)        可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。        挙手全員        よって議案第4号番号4について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年4月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p>

事務局	<p>番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積計104㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的 宅地拡張。施設等 宅地。</p> <p>転用理由 自宅が手狭となり、増築する必要ができたため申請地を取得し、宅地としたい。対価につきましては無償です。追認です。顛末書を読みます。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,176㎡のうち424.40㎡。権利は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的 一般個人住宅。施設等 宅地。</p> <p>転用理由 親の近くでの生活を希望しているが宅地となる場所がないので田を利用して家を建てたい。対価につきましては無償です。</p> <p>番号1につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>番号2につきましては、昭和61年度から平成2年度において、□□□□地区農村総合モデル事業が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。3番石原委員。</p>
3番	<p>番号1について3番石原が補足説明させていただきます。この農地の所在地でございますけれど、□□□□自治会がでございます。○○○○さん△△△△さんは兄弟です。△△△△さんは分家をして出て宅地を造成されるということで、現在、△△△△さん宅には3世帯お住まいでございます。住宅が手狭になったということで、宅地の裏を増設したいということで、以前は付け足しがされていたようですが、今回改築されるということで、若槻委員と現地を確認した結果、やむをえないと認めたものです。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。1番原田委員。</p>
1番	<p>番号2について1番原田が補足説明させていただきます。場所でございますが、■■■■集落の内の1軒でございます。譲渡人の○○○○さんはお父さん、譲受人の△△△△さんは□□□□自宅の前の方に、この案件の田圃に住居を構えたいという要望ございまして、▲▲▲▲何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号2について質疑に入ります。</p>

議長	<p>質疑ございませんか。  (はいの声)  可とすることに異議ございませんか。  (はいの声)  可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第5号番号2について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年4月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積合計830㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は1年11か月、使用貸借です。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番外3筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積674㎡他で合計6,387㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は1年11か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番外1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積2,198㎡他で合計4,074㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年9か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。</p> <p>番号4、農地の所在 □□□□番外2筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,939㎡他で合計5,430㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。</p> <p>番号5、農地の所在 □□□□番、1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,591㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。</p> <p>番号6、農地の所在 □□□□番、1筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,705㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。</p> <p>番号7、農地の所在 □□□□番、外9筆、地目は登記簿/現況ともに田、面積1,637㎡他で合計13,284㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年9</p>

事務局	<p>か月、賃借料につきましては、10a当たり8千円です。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用配分計画を定めるものです。</p> <p>番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,000㎡他で合計3,072㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年9か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米60kgです。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用配分計画を定めるものです。</p> <p>番号9、農地の所在、□□□□番、1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,319㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年9か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米60kgです。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用配分計画を定めるものです。</p> <p>番号10、農地の所在、□□□□番、外4筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,155㎡他で合計5,216㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては、10a当たり玄米30kgです。</p> <p>番号11、農地の所在、□□□□番、外12筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,619㎡他で合計22,927㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年9か月、賃借料につきましては、10a当たり1万2千円です。</p> <p>番号12、農地の所在、□□□□番、外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積3,390㎡他で合計6,619㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年9か月、賃借料につきましては、10a当たり玄米60kgです。</p> <p>番号13、農地の所在 □□□□番、1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積3,294㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては、10a当たり9千円です。</p> <p>番号14、農地の所在 □□□□番、1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,749㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃借料につきましては、10a当たり9千円です。</p> <p>番号15、農地の所在 □□□□番、外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,199㎡他で合計2,205㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1か月、賃借料につきましては、10a当たり1万円です。</p> <p>番号16、農地の所在、□□□□番、外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積1,173㎡他で合計2,403㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲</p>
-----	---

事務局	<p>番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年1か月、賃借料につきましては、10a当たり1万円です。</p> <p>番号17、農地の所在 □□□□番、外1筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 347㎡他で合計4, 532㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は8年9か月、賃借料につきましては、10a当たり8千円です。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用配分計画を定めるものです。</p> <p>番号18、農地の所在 □□□□番、外3筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 251㎡他で合計8, 684㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年2か月、賃借料につきましては、10a当たり1万円です。</p> <p>番号19、農地の所在、□□□□番、外2筆、地目 登記簿/現況ともに田、面積2, 354㎡他で合計8, 202㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年2か月、賃借料につきましては、10a当たり1万円です。</p> <p>以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上、ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第6号番号1から番号3について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。3番石原委員。</p>
3番	<p>番号1から番号3について3番石原が補足説明させていただきます。</p> <p>まず番号1の農地の所在でございます。□□□□の1筆が○○○○さん所有の田圃でございます。それと番号2の所在でございます。■■■■に◇◇◇◇さん所有の4筆がございます。耕作される方は△△△△さんという方で専業農家で他の農地の集約もされ、良好な管理を行っておられるということで、再設定でもありますので、問題はないかと考えております。</p> <p>それと番号3の所在でございます。□□□□に田圃がございます。この2筆が○○○○さんの所有でございます。△△△△さんは■■■■で退職されて非常に農業の方も熱心に取り組んでおられます。新規ですが問題ないと確認しているところでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号1について質疑に入ります。使用貸借です。再設定です。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第6号番号1について承認することに決しました。</p>

<p>議長</p>	<p>次、議案第6号番号2について質疑に入ります。        質疑ございませんか。        (はいの声)        承認することに異議ございませんか。        (はいの声)        承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。        挙手全員        よって議案第6号番号2について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号3について質疑に入ります。新規です。        質疑ございませんか。        (はいの声)        承認することに異議ございませんか。        (はいの声)        承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。        挙手全員        よって議案第6号番号3について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号4から番号7について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。10番若槻委員。</p>
<p>10番</p>	<p>番号4から番号7について10番若槻が補足説明させていただきます。</p> <p>番号4について、〇〇〇〇さんは□□□□自治会の方で、現在家の方は空き家になっております。△△△△さんは■●●●自治会の方で、現在□□□□でございます。この圃場の場所でございますが、●●●●受け手であります△△△△さんの田圃の上部に3つならんでおります。△△△△さんはまだお勤めでございます、実際に耕作されておりますのは◇◇◇◇さんで、現在、耕作面積は2町近くでございます。熱心に農業の方へ取り組んでおられます。</p> <p>番号5から番号6について、これは受け手であります△△△△さんは■●●●自治会の方でこの〇〇〇〇さんの家の隣にございます。圃場は家の前に1つあります。それから◇◇◇◇さん、この方は□□□□現在、●●●●の方にお住まいだと聞いております。この圃場の1つは、先月の同じく△△△△さんの受け手のところでご審議いただきました◆◆◆◆さんの圃場の隣にございます。</p> <p>番号7について、〇〇〇〇さんは■●●●自治会の方で、この田圃は以前は◇◇◇◇さんが作っておられ、今回、△△△△が受けることになり、そのために公益財団法人しまね農業振興公社の方へ預けるものでございます。場所は、■●●●自治会に入ります。この入りしなの右手にございますのが〇〇〇〇さんのお宅でございまして、その左右にこの圃場がございます。</p> <p>以上4件とも別に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号4について質疑に入ります。新規です。        質疑ございませんか。        (はいの声)        承認することに異議ございませんか。        (はいの声)        承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。        挙手全員        よって議案第6号番号4について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号5について質疑に入ります。再設定です。        質疑ございませんか。        (はいの声)</p>

<p>議長</p>	<p>承認することに異議ございませんか。  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第6号番号5について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号6について質疑に入ります。  質疑ございませんか。  (はいの声)  承認することに異議ございませんか。  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第6号番号6について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号7について質疑に入ります。新規です。  質疑ございませんか。  (はいの声)  承認することに異議ございませんか。  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第6号番号7について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号8から番号9について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。1番原田委員。</p>
<p>1番</p>	<p>番号8から番号9について1番原田が補足説明させていただきます。  番号8について、田圃の持ち主の〇〇〇〇さん、■■■■■今は若夫婦で農業の方も頑張っておられます。若い方は●●●●●に勤務でございまして、また農事組合法人△△△△、要人で頑張っておられます。公益財団法人しまね農業振興公社を通して、農事組合法人△△△△の方に全部出したい、そして農業を続けたいという案件でございます。  番号9について、これも□□□□のような場所でございます。〇〇〇〇さんは、▲▲▲▲公益財団法人しまね農業振興公社を通して、■■■■■は立派な農事組合法人を立ち上げておられます。そこへ出したい、という案件でございます。場所は■■■■■の作業場の近辺でございます。番号8も番号9も場所はそういう場所でございます。  どの案件も新規でございますけれども、思われることはございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号8について質疑に入ります。新規です。  質疑ございませんか。  (はいの声)  承認することに異議ございませんか。  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第6号番号8について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号9について質疑に入ります。  質疑ございませんか。  (はいの声)</p>

議長	<p>承認することに異議ございませんか。  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第6号番号9について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号10について担当委員の補足説明をお願いいたします。16番森山委員。</p>
16番	<p>番号10について16番森山が補足説明させていただきます。申請の土地は、□□□□の■■■■自治会内にある農地でございます。譲渡人の○○○○さんは■■■■自治会、借り手の△△△△さんは▲▲▲▲自治会の方で推進委員さんでございます。この土地は以前■■■■自治会の方が耕作をしていらっしゃいましたが、期間満了でお返しされると、耕作手がないということで、去年の12月頃から自治会内4名くらいあつまり探しておりましたが、なかなか耕作される人がないということで、範囲を広げて、□□□□地区全体の中で探して、▲▲▲▲自治会の△△△△さんに引き受けをいただいたという土地でございます。所有の○○○○さんは■■■■自治会で、農地は●●●●にあるような場所でございます。○○○○さんの家から800mくらい離れた場所にあるということでございますし、△△△△さんは2kmくらいトラクターを運搬しないといけないがという話もありましたけれど、お願いをして、国道を経由して耕作をやってみようということでお引き受けいただいたところでございます。賃借料については10aあたり30kgということで、やっと□□□□地内で耕作していただける人が見つかったという状況でございます。何ら問題はないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号10について質疑に入ります。新規です。質疑ございませんか。  (はいの声)  承認することに異議ございませんか。  (はいの声)  承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員  よって議案第6号番号10について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号11から番号12について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。2番安部委員。</p>
2番	<p>番号11から番号12について2番安部が補足説明させていただきます。  番号11について、○○○○さんと△△△△さんの件でございますが、■■■■の場所でございます。□□□□自治会の住人でございます。○○○○さんは会社勤めでございますので、前々から△△△△さんに作業を委託しておられたということで、再設定でございます。適正に処理されてあって、問題ないと認めたところでございます。  番号12について、■■■■でございます。再設定でございます。○○○○さんは▲▲▲▲に在住でございます。耕作できないということで、前々から△△△△さんの方に耕作をお願いしておられます、という案件でございます。適正に耕作されておりまして、問題ないと認めたところでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号11について質疑に入ります。再設定です。質疑ございませんか。  (はいの声)  承認することに異議ございませんか。</p>

議長	<p>(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号11について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号12について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号13から番号14について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。1 2番山内委員。</p>
12番	<p>番号13から番号14について12番山内が補足説明させていただきます。 番号13について、場所は■■■■でございます。借り手の△△△△さんはその圃場の近くに 住居がございます。○○○○さんも同じ、■■■■にありますけれども、和牛の多頭飼育をして、 大変忙しい方でございます。△△△△さんは近年●●●●を退職して、頑張っ農業に取り組み はじめた方でございます、農地の近くであるので、今回新しく借りて耕作地を増やしたいとい うことでございます。</p> <p>番号14について、■■■■の場所でございます、貸し手の○○○○さんは、▲▲▲▲でその 方で忙しい方でございますし、借り手の△△△△さんは、以前から学校の行事にも農業体験とい う場所にも利用しながらやっておられますので、今回再設定ということで引き続いてやりたいとい うことでございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号13について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号13について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号14について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第6号番号15から番号17について、私が担当ですので補足説明させていただきます。 番号15について、■■■■集落というところでございますが、そこをはじめて入ったところにある 田圃でございます。○○○○さんというのは、▲▲▲▲の方においでになるかと思いますが、それ を以前から△△△△さんが作っておられまして、再設定の案件でございます。</p>

議長

番号16について、これも△△△△さんが以前から作っておられますが、その近所に●●●●さんという家がございます、その近所にある田圃でございます。以前から作っておられて、同じ集落でございますので、再設定でございます。

番号17について、これは新規でございまして、○○○○さんというところの田圃でございますけれども、これを新しく公益財団法人しまね農業振興公社のほうへ集積をして、地元の集落で受け負うという話でございます。

この3件でございます。ご審議のほどよろしく願いもうしあげます。

議案第6号番号15について質疑に入ります。再設定です。

質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか。

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員

よって議案第6号番号15について承認することに決しました。

次、議案第6号番号16について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか。

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員

よって議案第6号番号16について承認することに決しました。

次、議案第6号番号17について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(はいの声)

承認することに異議ございませんか。

(はいの声)

承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

挙手全員

よって議案第6号番号17について承認することに決しました。

次、議案第6号番号18から番号19について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。15番藤原委員。

15番

15番藤原が補足説明させていただきます。

番号18と番号19について、利用権設定を受けられますのが同じ△△△△さんでございます。設定をなさいます○○○○さん、●●●●さんの田も△△△△さんと同じ常会内でございますので、一緒にご説明を申し上げます。

□□□□、この18番19番、すべて圃場整備済みの田圃でございまして、集落は■■■■常会でございます。18番の○○○○さん、▲▲▲▲でございまして。19番の●●●●さん、◇◇◇◇でお勤め・お住まいでございます。この両方の田圃とも、5年前の平成27年5月22日122回総会で新規契約のご承認をいただきまして、この度、再設定の承認のお願いを申し上げたものでございます。△△△△さんには、先月も、この■■■■集落の▽▽▽▽さんとの新規の契約を承認いただきました。この■■■■集落の4件のお宅の水田を集積なさっているところでございます。□□□農業委員をお世話になることになっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号18から番号19は、古田川さんの案件で

議長	<p>ございますので、田圃も同じでございますし再設定でもございますので、一括質疑に入りたいと思います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>一括承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第6号番号18から番号19について一括承認することに決しました。</p> <p>その他について事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局から、その他についてお話をさせていただきます。</p> <p>○農業委員会委員の任命について 任期満了による任命ですが、臨時議会が5月15日金曜日、午前9時30分から開催される予定ですので、議会の同意を求めため上程いたします。なお、現在の委員さんの時にも5月の臨時議会でした。</p> <p>○農業者年金「加入推進部長」の選任について 昨年度に引き続き、渡部職務代理にお願いしたいと思います。今年度の目標も2件です。ご協力方よろしくをお願いいたします。</p> <p>○7月の総会の許可申請書締切について 7月19日までが任期のため、7月の総会は任期中に開催したいと考えております。そのため、通常ですと許可申請書の締切を10日としていますが、7月の総会については6月末で締め切らせていただきます。</p> <p>○『農地機構だより』について お手元に第18号としまね農業振興公社の新聞記事の抜粋をお手元に配付いたしました。ご覧くださいませ。以上です。</p>
議長	<p>上程いたしました議題はすべて終了いたしました。以上で総会を終わりたいと思います。次回の農業委員会は5月26日(火)の予定です。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 4番 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 5番 \_\_\_\_\_ (印)